

神戸市生物多様性の保全に関する条例をここに公布する。

平成29年10月10日

神戸市長 久元喜造

## 神戸市条例第7号

### 神戸市生物多様性の保全に関する条例

#### 目次

##### 前文

##### 第1章 総則（第1条—第5条）

##### 第2章 希少野生動植物種の保全（第6条—第10条）

##### 第3章 指定外来種による生態系等に係る被害の防止等（第11条—第18条）

##### 第4章 市民等との協働による生物多様性保全等活動の推進（第19条—第23条）

##### 第5章 雑則（第24条）

##### 附則

私たちのまち神戸は、緑豊かな六甲の山々、瀬戸内海、里山、河川など、豊かな自然環境に恵まれており、多くの野生動植物が生息し、生育する生物多様性に富んだまちである。

こうした神戸の生物多様性は、先人たちが、農漁業をはじめとする種々の営みを通じ、自然を利用する中で育まれてきた。また、生物多様性は、きれいな空気、水、魚介類、海藻などの海の幸、米、野菜、果物などの農産物に見られるように、多種多様な自然の恵みをもたらし、私たちの暮らしを支えている。

しかしながら、外来の動植物の侵入及び定着、里山及び海辺の変化、地球温暖化の影響などにより、自然の恵みとその基盤となる生物多様性が脅かされようとしている。

先人から受け継いだ神戸市民の共有の財産である自然の恵みを守り、育て、多様な野生動植物とともに次の世代に引き継いでいくこと、そのために一人一人が生物多様性の大切さを意識して、日々の行動を見直していくことが、私たちの使命である。

ここに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本理念を定め、市、

市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、希少野生動植物種の保全、外来種による生態系等に係る被害の防止その他必要な事項を定めることにより、生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、もって現在及び将来の市民の健全で快適な環境を確保するため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (定義)

- 第1条 この条例において「生物多様性」とは、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう。
- 2 この条例において「持続可能な利用」とは、現在及び将来の世代の人間が生物多様性の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である生物多様性が将来にわたって維持されるよう、生物その他の生物多様性の構成要素及び生物多様性の恵沢の長期的な減少をもたらさない方法により生物多様性の構成要素を利用することをいう。
- 3 この条例において「希少野生動植物種」とは、神戸市内に生息し、又は生育する野生動植物の種（亜種又は変種がある種にあつては、その亜種又は変種とする。以下「野生動植物種」という。）のうち、神戸市内におけるその個体の数が著しく少ないもの若しくは著しく減少しているもの又は神戸市内におけるその個体の主要な生息地若しくは生育地が消滅し、若しくはその環境が著しく悪化しているもの（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種及び同法第5条第1項に規定する緊急指定種並びに環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号）第103条第1項に規定する指定野生動植物種を除く。）であつて、規則で指定するもの（生きているものに限る。）をいう。
- 4 この条例において「指定外来種」とは、その種が本来持つ移動能力を超えて、国外又は国内の生息地又は生育地から神戸市内に人為的に持ち込まれることにより、その本来の生息地又は生育地の外に生息し、又は生育することになる種（亜種又は変種がある種にあつては、その亜種又は変種とする。）

（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第2条第1項に規定する特定外来生物を除く。）のうち、規則で指定するもの（生きているものに限る。）をいう。

（基本理念）

第2条 市，市民及び事業者は，次に掲げる生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本理念（以下単に「基本理念」という。）を共有して，取組みを推進するものとする。

- (1) 森林，田園，河川，ため池及び海域等，豊かで多様な野生動植物種の生息又は生育環境である場を守り，及び将来に向けて創り出し，それらによりもたらされる自然の恵みを次の世代に引き継ぐこと。
- (2) あらゆる世代の市民が，生物多様性の価値に気付き，その保全のために行動できるよう，あらゆる機会を捉えて，行動を喚起すること。
- (3) 市，市民及び事業者が，それぞれの強みを生かして連携し，長期的に取組みを継続すること。
- (4) 農産物，魚介類等の恵みをもたらす農漁業及び積極的に自然に関わる社会経済活動その他の持続可能な利用を推進すること。
- (5) 野生動植物種の生息又は生育の状況，生態系の特徴及び自然環境に関する地域特性等の情報を市民に分かりやすく伝え，生物多様性の保全及び持続可能な利用に資する活動（以下「生物多様性保全等活動」という。）を推進すること。

（市の責務）

第3条 市は，基本理念にのっとり，生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を推進するための基本的かつ総合的な方針を定めるものとする。

- 2 市は，必要な体制を整備するとともに，市民及び事業者と連携し，国，県その他の関係機関と協力することにより，前項の施策を実施するものとする。
- 3 市は，野生動植物種の生息又は生育の状況及びその生息地又は生育地の状況その他必要な事項について，関係機関の協力を得て，調査及び研究を推進するものとする。

（市民の責務）

第4条 市民は、基本理念にのっとり、生物多様性の保全及び持続可能な利用に寄与するよう努めるとともに、市が実施する生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、生物多様性の保全及び持続可能な利用に配慮するとともに、市が実施する生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策に協力するものとする。

## 第2章 希少野生動植物種の保全

(希少野生動植物種の指定等)

第6条 市長は、希少野生動植物種を指定したときは、その理由を併せて公表しなければならない。市長が、その指定を解除したときも、同様とする。

(希少野生動植物種の捕獲等の禁止等)

第7条 何人も、希少野生動植物種の個体（飼育し、若しくは栽培している個体又は繁殖させた個体を除く。以下同じ。）の捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 学術研究、教育又は希少野生動植物種の生息若しくは生育状況の調査の目的その他希少野生動植物種の保護に資する目的で捕獲等をする場合であって、市長が必要があると認める場合

(2) 人の生命又は身体の保護その他やむを得ない事由がある場合

2 市長は、生態系に係る被害が著しく、又は著しくなるおそれがある場合において必要があると認めるときは、前項の規定に違反した者に対し、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき措置をとることを命ずることができる。

3 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、希少野生動植物種の捕獲等に係る区域又は第1項の規定に違反した者の住居その他の施設に立ち入らせ、希少野生動植物種、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 前項の職員は，その身分を示す証明書を携帯し，関係人に提示しなければならない。

5 第3項の規定による権限は，犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

6 市長は，第2項の規定による命令に違反した者又は第3項の規定による立入検査若しくは質問に応じない者の氏名及び住所（法人にあっては，その名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。以下同じ。）並びに違反の事実又は立入検査若しくは質問に応じない旨を公表することができる。

7 市長は，前項の規定により公表をしようとするときは，あらかじめ，当該公表の対象となる者に意見を述べる機会を与えなければならない。

（土地の所有者等による保全）

第8条 土地の所有者又は占有者は，その土地における希少野生動植物種並びに希少野生動植物種その他の野生動植物種の生息及び生育の環境を保全するよう努めなければならない。

（開発事業における自然環境の保全）

第9条 大規模な土地の形状の変更及び工作物の設置等に係る開発事業であって，規則で定める自然環境に影響を及ぼすと認められるものをしようとする者は，当該事業を実施する区域において野生動植物種及び生態系に関する調査，予測及び評価を実施した上で，当該事業に伴って生ずる野生動植物種及び生態系への影響に対し，回避，低減その他必要な措置を講じなければならない。

2 土地の形状の変更及び工作物の設置等の開発事業であって，規則で定めるもの（前項に規定する事業を除く。）をしようとする者（以下「開発事業者」という。）は，当該事業を実施する区域（以下「事業実施予定区域」という。）における自然環境の現状を把握した上で，当該事業に伴って生ずる野生動植物種及び生態系への影響に対し，回避，低減その他必要な措置（以下「回避等措置」という。）を講じなければならない。

3 前項に規定する開発事業者は，工事着手の30日前までに，規則で定めるところにより，次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 実施する事業の内容
- (3) 事業実施予定区域の土地の所在地及び面積
- (4) 工事着手予定日
- (5) 事業実施予定区域内の自然環境の概況及び回避等措置の内容

4 市長は、前項の規定に違反して届出を怠り、又は虚偽の届出をした開発事業者の氏名及び住所並びに違反の事実を公表することができる。

5 前項の規定による公表については、第7条第7項の規定を準用する。  
(開発事業者に対する助言又は指導等)

第10条 市長は、開発事業者に対し、自然環境の現状の把握及び回避等措置に関して必要な助言又は指導をすることができる。

2 市長は、開発事業者に対し、前条第2項に規定する自然環境の現状の把握及び回避等措置の実施について報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、開発事業者の事業所その他の施設に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは前条第2項に規定する事業の実施の状況に関して質問させることができる。

3 前項の規定による立入検査及び質問については、第7条第4項及び第5項の規定を準用する。

4 市長は、開発事業者が第1項の規定による指導に従わないとき又は第2項の規定による命令に違反し、若しくは立入検査若しくは質問に応じないときは、開発事業者の氏名及び住所並びに指導の内容及び指導に従わない旨又は命令に違反し、若しくは立入検査若しくは質問に応じない旨を公表することができる。

5 前項の規定による公表については、第7条第7項の規定を準用する。

第3章 指定外来種による生態系等に係る被害の防止等  
(指定外来種の指定等)

第11条 指定外来種の指定及び指定の解除については、第6条の規定を準用する。

(指定外来種の放出等の禁止等)

第12条 何人も、指定外来種の個体（その卵、種子及び胞子を含む。以下この章において同じ。）を放出し、又は人の管理が及ばない状態で植栽してはならない。ただし、市長が必要があると認める場合は、この限りでない。

2 市長は、生態系、人の生命若しくは身体若しくは農林水産業に係る被害（以下「生態系等に係る被害」という。以下同じ。）が著しく、又は著しくなるおそれがある場合において必要があると認めるときは、前項の規定に違反した者に対し、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき措置をとることを命ずることができる。

3 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、第1項の規定の違反に係る区域又は第1項の規定に違反した者の住居その他の施設に立ち入らせ、指定外来種、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 前項の規定による立入検査及び質問については、第7条第4項及び第5項の規定を準用する。

5 市長は、第2項の規定による命令に違反した者又は第3項の規定による立入検査若しくは質問に応じない者の氏名及び住所並びに違反の事実又は立入検査若しくは質問に応じない旨を公表することができる。

6 前項の規定による公表については、第7条第7項の規定を準用する。

（指定外来種の販売等の届出）

第13条 業として指定外来種の個体の販売その他の譲渡をしようとする者（以下「販売者等」という。）は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 販売その他の譲渡をする指定外来種
- (3) 販売その他の譲渡の開始日

2 市長は、前項の規定に違反して届出を怠り、又は虚偽の届出をした販売者等の氏名及び住所並びに違反の事実を公表することができる。

3 前項の規定による公表については、第7条第7項の規定を準用する。

(書面による説明)

第14条 販売者等は、指定外来種の個体を購入しようとする者に対し、当該指定外来種の個体の適正な飼養、栽培、保管又は運搬(以下「飼養等」という。)の方法及び当該指定外来種による生態系等に係る被害の内容について、書面により、説明を行わなければならない。

2 市長は、販売者等に対し、前項の説明に関し、必要に応じて、助言又は指導をすることができる。

3 市長は、前項の規定により指導をした場合において、販売者等がその指導に従わないときは、販売者等の氏名及び住所並びに指導に従わない旨を公表することができる。

4 前項の規定による公表については、第7条第7項の規定を準用する。

(指定外来種の個体の管理)

第15条 指定外来種の個体を飼養等する者は、その飼養等をする指定外来種について、生態、習性等を理解し、適切な飼養等のための施設又は設備に収容することにより、逸走し、又は逸出しないよう管理しなければならない。

(緑化における配慮)

第16条 市及び事業者は、緑地の造成その他の緑化に係る事業を行うときは、規則で定める植物種を使用しないよう努めなければならない。

(その他の生態系に影響を与える野生動植物種対策)

第17条 市長は、指定外来種以外の野生動植物種であつて、生態系に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある種が存在すると認めるときは、その生息又は生育状況の把握に努め、当該種に関する次に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

- (1) 当該種名
- (2) 当該種が現に生息若しくは生育する地域又はその可能性がある地域
- (3) 当該種の特徴
- (4) 当該種及び当該種の痕跡を発見した際の対応
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項



(指定外来種等の個体の防除等)

第18条 市長は、指定外来種又は前条に規定する種（以下「指定外来種等」という。）により生態系に著しい被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、これを防止するため必要があると認めるときは、必要に応じて有識者の意見を聴いた上で、当該指定外来種等の個体の防除その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の措置の実施に当たっては、市民及び事業者に対し、情報の提供その他協力を求めることができるものとし、市民及び事業者は、これに協力するものとする。

#### 第4章 市民等との協働による生物多様性保全等活動の推進

(支援措置)

第19条 市長は、生物多様性保全等活動が円滑に実施されるよう、生物多様性保全等活動を実施する市民及び事業者に対し、必要に応じて、技術的な指導、助言又は情報の提供その他必要な支援措置を講ずるものとする。

(生物多様性保全等活動に関する協定)

第20条 市内において生物多様性保全等活動を実施しようとする団体（以下「保全団体」という。）は、当該生物多様性保全等活動をより効果的かつ円滑に実施するため、生物多様性保全等活動に係る土地の所有者、地域活動を行う団体その他生物多様性保全等活動を推進する上で協力又は支援が必要な者（以下「土地所有者等」という。）と生物多様性保全等活動に関する協定（以下「保全活動協定」という。）を締結し、市長の認定を受けることができる。

2 前項に規定する保全活動協定には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 生物多様性保全等活動の対象となる野生動植物種及び生物多様性保全等活動を行う地域
- (2) 生物多様性保全等活動の内容に関する事項
- (3) 保全活動協定の有効期間
- (4) 保全活動協定の当事者が当該協定に違反した場合の措置
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

- 3 第1項の規定により認定を受けようとする保全団体は、規則で定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。
- 4 第1項の認定は、保全活動協定が規則に定める要件を満たしているときにするものとする。
- 5 保全団体は、保全活動協定を変更しようとするときは、当該変更後の保全活動協定について、市長の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。
- 6 第3項及び第4項の規定は、前項の認定について準用する。
- 7 保全団体は、第5項ただし書に規定する軽微な変更をしたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。
- 8 市長は、保全活動協定の内容が、第4項に規定する規則に定める要件に該当しなくなったときは、第1項及び第5項の認定を取り消すものとする。
- 9 市長は、保全団体及び保全団体と保全活動協定を締結した者に対して、必要に応じて、技術的な指導、助言又は情報の提供を行うことができる。

(顕彰)

第21条 市長は、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関して顕著な功績があった者に対し、顕彰することができる。

(広報、啓発等)

第22条 市は、市民及び事業者の生物多様性の保全及び持続可能な利用について理解と関心を深めるため、広報、啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(自然体験活動の促進)

第23条 市は、自然観察、登山、キャンプその他自然との触れ合いを体験する活動(以下「自然体験活動」という。)が生物多様性の保全及び持続可能な利用の推進のために重要であることに鑑み、市民に対し、自然環境に関する情報の提供その他必要な措置を講ずることにより、自然体験活動の促進を図るものとする。

## 第5章 雑則

(施行細目の委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条、第9条、第10条、第12条から第14条まで及び第20条の規定は、平成30年6月1日（以下「指定日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 指定日において現に着手している開発事業については、第9条及び第10条の規定は、適用しない。

(届出の特例)

- 3 第13条第1項に規定する者は、指定日前においても、同項の規定の例により届出をすることができる。